

平成29年度

松本市農業施策に関する意見書

平成29年10月4日

松本市長 菅 谷 昭 様

松本市農業委員会
会長 小 林 弘 也

目 次

< はじめに >

■ 本市農業の更なる発展に向けて ■	1 頁
I 担い手の確保・育成について		
I-1 新規就農者と農業後継者の確保・育成	3 頁
I-2 労働力の確保	4 頁
II 農地の活用について		
II-1 悪条件農地対策	5 頁
II-2 放置樹園地の廃園化対策	6 頁
III 鳥獣害防止対策について		
III-1 鳥獣害防止対策	7 頁
IV 農作物の販売促進について		
IV-1 松本の総合力を発揮した農産物の活用と販売	8 頁

< はじめに >

■ 本市農業の更なる発展に向けて ■

平成29年3月、松本市を始め関係された皆様のご尽力により、松本市農業振興条例が制定されましたこと、大変喜ばしく感じております。条例第3条では、基本理念として農林業の持続的発展が図られなければならないことをうたい、第4条では振興施策を策定し、計画的に施策を実施する市の責務を規定しています。今後は条例の精神に沿った施策の実現に向けて、関係者が一丸となって引き続き努力をしていかなければならないと気持ちを新たにいたしましたところ です。

農業を取り巻く情勢は日々変化しており、将来への不安が増大しています。国内においては、米政策の見直しにより、来年から国の生産調整への関与と米の直接支払交付金が廃止されます。国外では、TPP発効の行方や日欧EPA交渉の大枠合意から、ますます食と農の国際化が進む気配です。また足元では、規制緩和や規模拡大の波とは別に、高齢者を中心とした零細農業や中山間地域農業の今後、そして古くから栽培が盛んな果樹や施設園芸産地の未来など、多くの課題が山積しています。

一方、広大な市域を有する本市の強みは、「信州松本」の知名度の高さと、学・楽・岳に象徴されるイメージの良さにあります。また、様々な地域から成り立つ市域には、平坦地から中山間地域、水田地帯や園芸産地など多彩な農業環境があり、経営形態も企業的農業から家族経営農業まで多様な農業が存在しています。このため、農業生産においては、市内で広く生産される主要作物から個性豊かな特産品まで、多品目を産出する産地として総合力にも優れています。

これらのことから、多種多様な本市の農業に対しては、画一的な施策ではなく、適地適作を基本に地域の個性や特長を生かす、きめ細かな施策の実施が必須となり

ます。また、県外から見た「信州松本」のさわやかなイメージを最大限發揮して農産物の販売や農村資源の活用につなげる取組みが求められます。そのためには、定期的に本市の農業施策を広い視野から見つめなおし、整理・再構築を進め、中長期的な農業の姿も見据えながら戦略的な農政を展開することが必要です。

農業は国の基礎であり、安心安全な食糧生産と国民の生活の安定になくてはならない産業です。本市では、農業経営の大規模化や企業の農業参入が進みつつありますが、まだ大半が家族経営農業や集落を守る零細農業者に支えられています。また、農産物の出来の良し悪しはその年の気象条件や自然災害に左右されること、主体的な価格決定ができていくことなど、農業は産業構造として大変脆弱です。そのことをまず認識し、農業振興のスタートラインに立たなくてははいけません。そのうえで、市の施策には、国や県の施策に足りない部分の補完や、農業者に寄り添う支援、きめ細かなサポートが求められます。

農業委員会は、上記の考え方に立ち、本市の農業施策の現状を踏まえ、施策がさらに効果的なものになるよう、以下に4つのテーマで6項目の意見を取りまとめ、意見書といたしました。

I-1 新規就農者と農業後継者の確保・育成

現状と課題**【新規就農者関係】**

I・Jターン就農者が市内の農地を確保しても、農地の近くに住宅を見つけることができないため、隣接市村から通いで耕作をするケースが散見されます。

このことにより、地域との関わりや交流が限定されるとともに、市内に居住する農業者と同等の情報を得る機会が損なわれている状況にあり、また、住宅と農地との距離が長いと体力的にも負担となります。

以上から、I・Jターン就農者が市内農業者と同様に農地の近くに居住できる環境づくりが課題です。

【農業後継者関係】

農家子弟の中には、若いうちから農業を継ぎたいと考えている方もいますが、農業情勢が不透明であるため、仕事を辞めて就農することに踏み切れない人も多い状況にあります。また、中山間地域では平地に比べ耕作条件が悪く、新たな担い手が育ちにくいいため、集落営農組織を立ち上げるなど、地域の支えあいにより農地や農村景観を維持しています。このため、組織の永続的な運営に向けて、定年退職を機に農業を始める農家子弟や女性農業者の力を活用することが課題です。

農業委員会の意見

本市の農地を守り、農村景観を保全していくためには、集落営農への支援に加え、I・Jターン就農者と農業後継者の確保・育成を一体的に推進することが必要です。このため、以下の施策の実施についてご検討ください。

- (1) 新規就農者が、農地の近くに家族構成に応じた適当な住居や農機具置場、作業場等の必要施設を確保できるよう、関係機関連携の下、様々な情報を収集し、掘り起こし、提供できる体制の整備及びこれら施設の有効活用を促す支援制度の創設
- (2) 将来にわたり安定的な担い手として期待できる若い農家子弟の就農を奨励し、就農準備を進めるための支援制度の創設
- (3) 地域の支えあいで農地を守る集落営農の活動と永続的な組織運営への支援の強化
(例えば)
 - ア 国、県、市及び関係団体等の支援策が一覧でわかるリーフレット等作成
 - イ 窓口や地区の集会等の場での積極的な支援制度の紹介と活用に向けた提案
 - ウ 定年帰農者や女性農業者等を活用する際の各種研修制度の紹介、資格や免許取得への支援等

I-2 労働力の確保

現状と課題

「自然とふれあいながら「農」ある暮らしをしてみたい」、「安心・安全な野菜を自分で栽培したい」、「本格的な農業体験や農村暮らしをしてみたい」などの自然回帰やスローライフが注目されています。

その一方、農村部では農業者の高齢化と担い手の減少により、農繁期の人手不足が深刻な課題となっております（りんごの摘果、ぶどうの摘粒、松本一本ねぎの植替え、スイカ・ジュース用トマトの収穫等）。

双方のマッチングをうまく進めれば、農業の担い手の確保や労働力補完などの一助につながる可能性があると考えられます。

農業委員会の意見

農業の担い手をさらに確保し、都市と農村の交流を通じて農業への理解増進を進めるため、本市の既存事業であるアグリサポート事業等をさらに発展させた、宿泊を伴う援農制度「ワーキングホリデー」を創設し、農作業体験を希望する都市住民と人手がほしい農家とを仲介するなど、市がその入口を支援することについてご検討ください。

Ⅱ－１ 悪条件農地対策

現状と課題

市内では、基盤整備が未実施の耕作条件が悪い農地（傾斜地、不整形、狭い、機械が入らない等）は、担い手から敬遠され、借り手を探すのが困難な状況です。その結果、農地の荒廃化が進行し、農村景観の悪化や、病虫害の発生による周辺農地への悪影響も懸念されています。

そのような悪条件農地のなかにも、進入路の整備や小規模な土地改良を実施すれば、優良農地として活用できる農地はあります。しかし、国や県の補助事業の活用や農業者がその工事費用等を負担することが難しいため、悪条件が改善されず、農地の有効活用が進まないことが課題となっています。

農業委員会の意見

土地改良法等の一部を改正する法律の施行により、農地中間管理機構を通じて担い手への農地の集積・集約化を進めることを要件に県主導で事業を行えば、農業者の費用負担を求めずに小規模な基盤整備の実施が可能との情報がありますが、以下についてご検討ください。

- (1) 耕作条件の改善を進める農地中間管理機構の事業の積極的な活用に向けて、事業の実施要件や基準等、農業者に対する情報提供と提案、指導の実施
- (2) 農地中間管理機構の事業実施要件から外れる農地を対象に、農業者の費用負担を求めずに小規模な基盤整備を行えるよう、既存の市単事業の拡充と予算化

Ⅱ－２ 放置樹園地の廃園化対策

現状と課題

近年、市内の果樹産地では、高齢化などにより園主の手が入らない放置樹園地が問題化しています。放置樹園地は、病害虫の温床や鳥の餌場になるなど、果樹産地全体を脅かす可能性があり、迅速な対応が必要です。

しかし、樹園地継承に向けて担い手を探そうにも、耕作条件の悪い樹園地は、消毒作業の手間がかかるなどから敬遠され、農地中間管理機構が一時管理する場合も管理日数が限られるため、抜本的な対策には至らない状況です。

放置樹園地を抱える地区では、ＪＡも交えた話し合いを行い、廃園前の届出制の導入や応援隊の組織化などの対策を模索しているところですが、廃園にあたっては、樹木の伐採・抜根・処分の後、一般農地に戻すことになるので、費用負担が大きな課題となっています。

農業委員会の意見

今後、園主の高齢化などにより、担い手への樹園地継承が思うように進まず、樹園地が放置されるケースの増加がますます予想されます。

放置樹園地による病害虫のまん延や鳥害から果樹産地を守るため、園主の了解のもと地域の農業者が協力し合い、緊急的に立木を伐木、抜根し、一般農地に戻すため、既存の市単事業の拡充と予算の確保についてご検討ください。

Ⅲ－１ 鳥獣害防止対策

現状と課題

【鳥類】

市内ではカラス、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト等による農作物被害が多発しています。また、信州スカイパーク周辺では果樹類への被害が顕著に認められ、生産者の負担で地元猟友会に駆除を依頼していますが、目に見えた効果は得られていません。

【小型獣】

市内ではハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、野ネズミ等による農作物被害が増加しており、荒廃した河川敷や空き家等が小動物のすみかになっています。

【シカ、イノシシ】

広域防護柵の保守、維持管理のための費用や人員の確保が難しい状況にあります。また、四賀地区では一部の未設置区間からシカが侵入し、地区内での効果が十分に得られていません。

【サル】

西部地区では広域電気柵の設置が進められましたが、設置後も一部区間からサルの侵入が続き、また、効率よく設置できない地区や設置をためらう地区も存在します。

農業委員会の意見

有害鳥獣対策を着実に進め、農作物被害を減らすため、鳥獣の保護、管理及び狩猟行政を担当する林務担当課を主体に、農業者側の視点に立って、以下の施策を進めていただくよう要望します。特に捕獲対策については、農業者の生産意欲を削がないためにも計画に対する実効性を高めてください。

(1) 捕獲対策の強化

- ア 特に鳥類については捕獲計画に対する捕獲数が少ないため、捕獲実績の向上を図る施策の検討
- イ 農業者が主体的に有害鳥獣の捕獲を進める集落等捕獲隊の設置に向け、未設置地区への設置に向けた情報提供と働きかけ
- ウ 小型獣対策として、市許可のもと農業者が自らの農地に小型箱罠を設置することや市の貸出し制度等、被害軽減に向けた積極的な情報提供と指導

(2) 防護対策の強化

- ア 四賀地区における広域防護柵未設置町会への設置に向けた調整
- イ 既設広域防護柵の劣化等による修繕費用に加え、今後松枯れ等で増加が予想される広域防護柵の破損に対する修繕費用等、十分な予算の確保
- ウ 西部地区のサル対策について、監視センサーの導入や緩衝帯の整備等による効果的な被害防止対策の研究と実施に向けた支援

(3) 生息環境対策の強化

- ア 信州スカイパーク管理者への公園内樹木の整理に向けた働きかけ

Ⅳ－１ 松本の総合力を発揮した農産物の活用と販売

現状と課題

輸入品の増加や産地間競争による農産物の価格低下は全国共通の悩みであるとともに、これに伴う農家の手取りの減少は深刻な課題と考えます。

松本市の強みは、「信州松本」の知名度の高さと三ガク都などのイメージの良さ、農業生産においては多品目を産出する産地としての総合力にあります。

現在、市では主要都市において、旬の農産物トップセールスや消費宣伝活動を実施されていますが、産地である地元からの積極的な情報発信や、外国人も含め松本を訪れる観光客に対する効果的な宣伝活動を実施することにより、更なる効果が生み出されると考えられます。また、農・商・工のバランスの良い産業構造を生かし、松本一本ねぎやりんごなどの格外品の有効活用に対する期待も高まっていますので、6次産業化支援や農商工連携の更なる充実と積極的な推進が必要と考えられます。

農業委員会の意見

松本の総合力を発揮した農産物の活用と販売を進めるため、商工業や観光業と連携すること、そして、外に向けて情報を効果的に発信していくことが必要です。そのため、以下の取組みの実施についてご検討ください。

- (1) 商工業者（商工団体）や観光業者（観光団体）と農業者（農業団体）との市内農産物・農村資源の活用や販売に関する継続的な懇談会等の開催及び庁内における商工観光部と農林部の連携強化
- (2) 松本市に産出する農産品の数々を一堂に集め、食べ方まで提案する「食の総合カタログ」の制作と国内外への積極的なPR
- (3) 松本市の農産物を効果的にPRするためホームページの充実やインターネットを利用したサービスの活用
- (4) 市内農産物の輸出に向けた調査、研究又は支援の継続